

我が国の法人税率は低いのか？

～法人税率の適切な検討への期待～

総合調査部 研究理事 河谷 善夫

(要旨)

- 2024年12月に公表された2025年度与党税制改正大綱では、前年の大綱に引き続き安倍政権下での成長志向の法人税制改革に否定的な評価がされ、法人税率の引き上げが示唆された。本稿では2024年度、2025年度の両大綱の指摘を踏まえつつ、税収、企業等の状況を確認し、法人税率のあり方について考察する。
- 法人税は企業の所得に課せられる国税である。会計上の税引き前利益に税務調整と呼ばれる加算・減算を行い、課税所得を計算し、所定の法人税率を掛けたものに、税額控除を行ったものが法人税額となる。
- 安倍政権下での法人税制改革は、法人税率等を引き下げ、前向きな投資や積極的な賃上げを促すことを目的としていた。一方、課税ベースを拡大し、税収中立のスタンスで実施されたといえる。
- 近年、法人税収は拡大傾向にあるが、法人所得の伸びに比べて法人税収の伸びは緩やかであり、法人税の税収力が低下しているように見える。しかし、地方法人税、法人事業税、法人住民税などを含めた企業の税負担額全体を考慮すると、税収力が低下しているとはいえない。
- 企業の国内投資は伸び悩んでおり、特に大企業は海外進出に積極的である。しかし、これは法人税の問題というより、国内事業環境の課題に起因していると考えられる。なお、大企業も国内設備投資を中小企業と同程度拡大させている。
- 内部留保の増大は企業活動の成果であり、正常な現象といえる。大企業では内部留保はM&A、海外投資に回っている状況である。一方、中小企業では現預金の増加が顕著で、これは国内事業環境の厳しさが原因だと考えられる。
- 2025年度与党税制改正大綱にも記載されているとおり、我が国では総合的な政策ミックスが必要である。長年の経済低迷から脱却しつつある今、企業の国内投資を活性化させ、税収全体が伸びる方向を目指すべきと考える。
- 今後、必要な政策遂行のための財源確保が求められることから、法人税だけが優遇されるべきではない。但し、法人税率の水準設定には、客観的なデータに基づいた適切な判断が必要だ。最適解に近い結論が得られる議論に期待したい。

1. はじめに

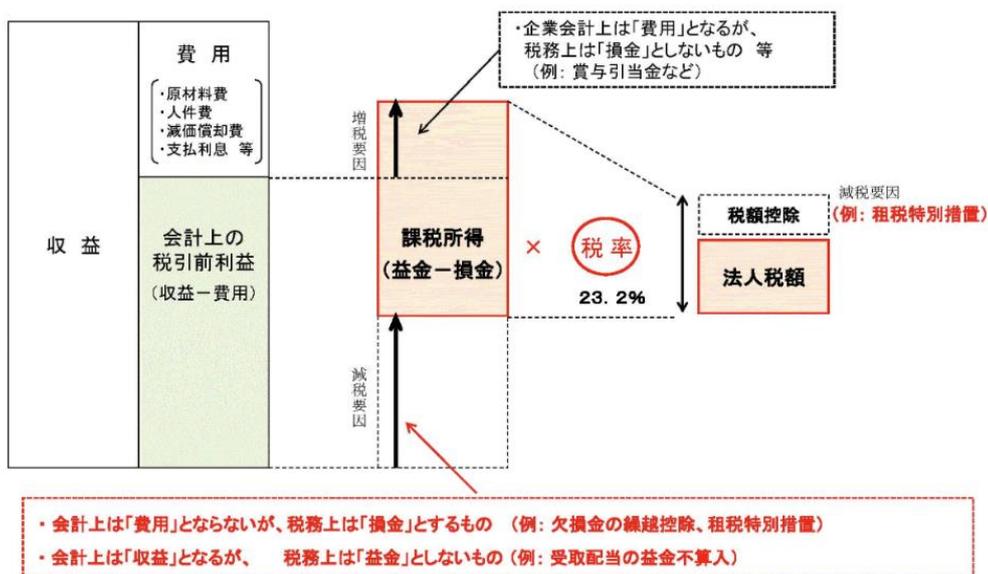
2023年12月に公表された2024年度与党税制改正大綱において2015年および2016年に安倍政権下での「成長志向の法人税改革」の成果に対し否定的な見解が示され、法人税率の引き上げの検討について言及があった。そして、今般発表された2025年度の大綱では、より強く税率引き上げを示唆する記述がされた。我が国において避けて通れない諸課題に対する政策遂行の上では財源の確保は必要不可欠な状況でもある。法人税は、その財源として従来になく注目を集める状況にある。

本稿では、法人税率のあり方について、2024年度、2025年度の両大綱が指摘する問題点に即して、実際の税収や、企業の状況を確認し、あるべき法人税率のあり方について考察する。

2. 法人税とは

法人税は、法人の企業活動により得られる所得に課せられる国税である。法人は企業活動により収益を計上し、そこから原材料費、人件費等の費用を引いたものが会計上の税引き前利益となる。この利益に対し、税務調整と呼ばれる加算・減算が加えられる。即ち、減税要因として、会計上は費用とされないものを税務上損金としたり（損金算入）、会計上は収益となるものを税務上は益金としなかったり（益金不算入）する。また増税要因として、会計上は収益と扱わないものを税務上益金としたり（益金算入）、費用となるものを税務上は損金としなかったり（損金不算入）する。こうして課税所得が算出される。この課税所得に対して所定の法人税率（注1）を掛け、別途の減税要因である税額控除が行われることにより法人税額が算出される（資料1）。

資料1 法人税額の決まり方



(出所)財務省HPより抜粋

法人税はこのようなプロセスで計算されるため、企業活動の結果生じる会計上の利益と法人税率だけでは税額が定まらない。増税要因・減税要因の如何によって税額は異なることになる。税務調整の具体的内容については、毎年末に策定されてきた与党・政府の税制改正大綱を踏まえ、租税特別措置法を中心とした諸法律の改正により、経済社会や産業政策的な観点から変更が行われる。毎年取られるさまざまな措置により、法人税額の決まり方は複雑なものとなっている。

また、法人に掛かる税には法人税の他に、地方法人税、法人住民税、法人事業税などがある。これらの税も勘案し、企業の実質的な税負担を示すものとして法人実効税率がある（注2）。そして、これらの税では課税所得の他、資本金（資本金・資本剰余金）、企業が生み出す付加価値（注3）等も税金を計算するための基礎となる。この税額の基礎となるものを「課税ベース」と呼ぶ。

3. 法人税についてのこれまでの動向～安倍政権での法人税改革

日本の法人税について直近見直しが行なわれたのは、安倍政権における2015年と2016年の法人税率等の見直しである。これは「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や積極的な賃上げが可能な体質への転換を企業に促すことを目的に実施された。これらの改正においては法人実効税率を30%以下の水準とすることを目標に法人税率等の引き下げが行われた。法人税率は2015年度、2016年度、2017年度と引き下げられ、法人実効税率は目標とする30%を下回る水準となった（資料2）。

資料2 安倍政権での法人税等の見直し

	2014年度 (改革前)	2015年度 (2015年度改正)	2016年度 (2016年度改正)	2018年度 (2016年度改正) (注1)
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 ※ 地方法人特別税含む(注2) ※ 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(出所)財務省HPを基に第一生命経済研作成

(注1)2016年度改正において、法人税率を2016年4月1日以降に開始する事業年度について23.4%、2018年4月1日以降に開始する事業年度について23.2%とすることとされた。

(注2)地方法人特別税は、地域間の税源偏在を是正するために2008年に暫定的に導入され、2019年9月まで存在した。以降、同様の目的で特別事業法人税が導入されている。

但し、この税制改正では課税ベースの拡大という税収の増大措置も同時に取られ、その内容は資料3の通りである。安倍政権の税制改革は、このように法人税率等の引き下げという法人にかかる税収を減少させる措置と、課税ベースの拡大という税収を増加させる措置が同時に取られ、その税収に与える増減効果はほぼ同額となるものであった。税収中立のスタンスで実施されたといえる（資料4）。

資料 3 安倍政権での課税ベースの拡大

課税ベースの拡大

【平成27年度改正】

- ① 欠損金繰越控除制度の見直し
過去の赤字（欠損金）を当期の所得から控除する「欠損金繰越控除制度」について、法人の控除限度の引下げ。
- ② 受取配当等益金不算入制度の見直し
会社支配目的が乏しく、持株比率が低い株式からの配当を中心に、益金不算入割合を引下げ。
- ③ 外形標準課税の拡大（法人事業税）
法人事業税（地方税）のうち、大法人を対象とした「付加価値」等を課税標準とする外形標準課税の割合の拡大。
- ④ 租税特別措置の見直し
研究開発税制などの見直し。

【平成28年度改正】

- ① 租税特別措置の見直し
生産性向上設備投資促進税制の縮減（27年度末）・廃止（28年度末）や、環境関連投資促進税制などの見直し。
- ② 減価償却の見直し
建物と一体的に整備される「建物附属設備」や建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法の定額法への一本化。
- ③ 外形標準課税の更なる拡大（法人事業税）
平成27年度改正に引き続き、外形標準課税の割合の拡大。
- ④ 欠損金繰越控除の更なる見直し
法人税改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するために、大法人の控除限度を見直し。

（出所）財務省HPより抜粋

資料 4 安倍政権での法人税改革による税収の増減(2018 年度以降の平年度ペース)

	効果
【税率の引き下げ】	
法人税率引下げ	▲10,030億円
法人事業税所得割の税率引き下げ	▲11,810億円
小計	▲21,840億円
【課税ベースの拡大】	
欠損金繰越控除制度の見直し	3,970億円
受取配当等益金不算入制度の見直し	920億円
減価償却の見直し	650億円
外形標準課税の拡大(法人事業税)	11,700億円
租税特別措置の見直し	4,440億円
	21,680億円
【税収増減】	▲160億円

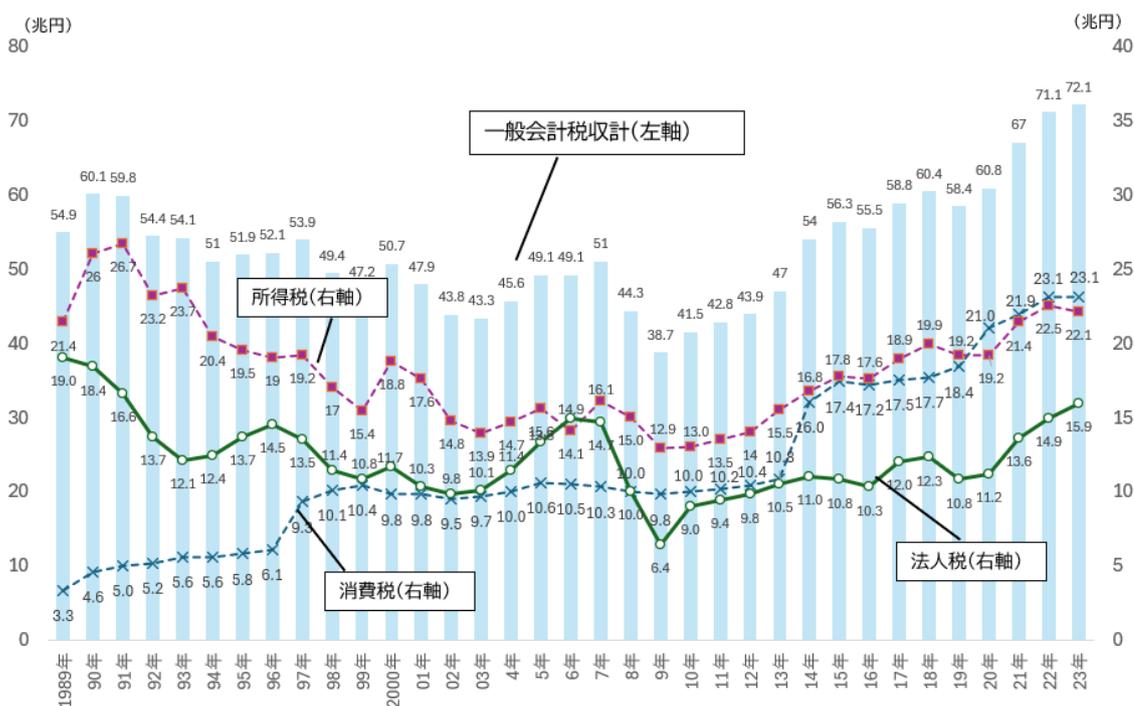
（出所）2015 年度税制改正の大綱、2016 年度税制改正の大綱を基に第一生命経済研究所作成

4. 法人税などの税収の推移

平成以降の我が国の一般会計税収と所得税、消費税、法人税の基幹三税の動きを示したものが資料 5 である。リーマンショックの影響で、法人税・所得税ともに 2009 年に落ち込み、税収全体で 40 兆円を割った。その後、2 度の消費税率の引き上げ（2014 年 4 月、2019 年 10 月）が行われ、コロナ禍があったものの、税収は拡大基調であ

り、2023年度は72.1兆円と2020年度以降連続してバブル以降最高水準を更新している。法人税の増加は円安局面下での輸出産業の業績好調、消費税・所得税の拡大も足元の物価高傾向や、所得増大によるものと考えられる（注4）。

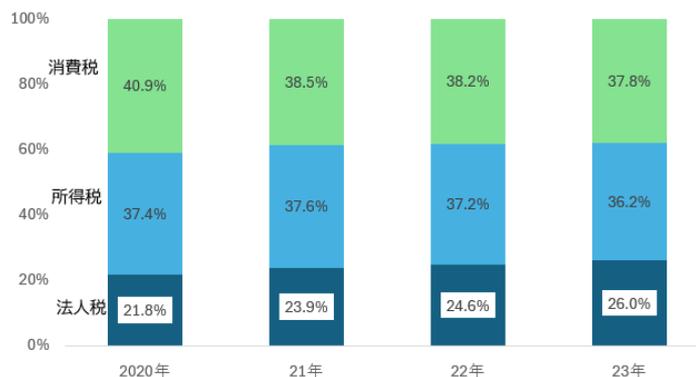
資料5 我が国税収の推移



(出所)財務省公表データを基に第一生命経済研究所作成

また税収がバブル後最高水準を更新しているここ4年の所得税、消費税、法人税の基幹3税の中では法人税収の伸びが最も大きくなっている（資料6）。

資料6 基幹三税での割合推移



(出所)財務省公表データを基に第一生命経済研究所作成

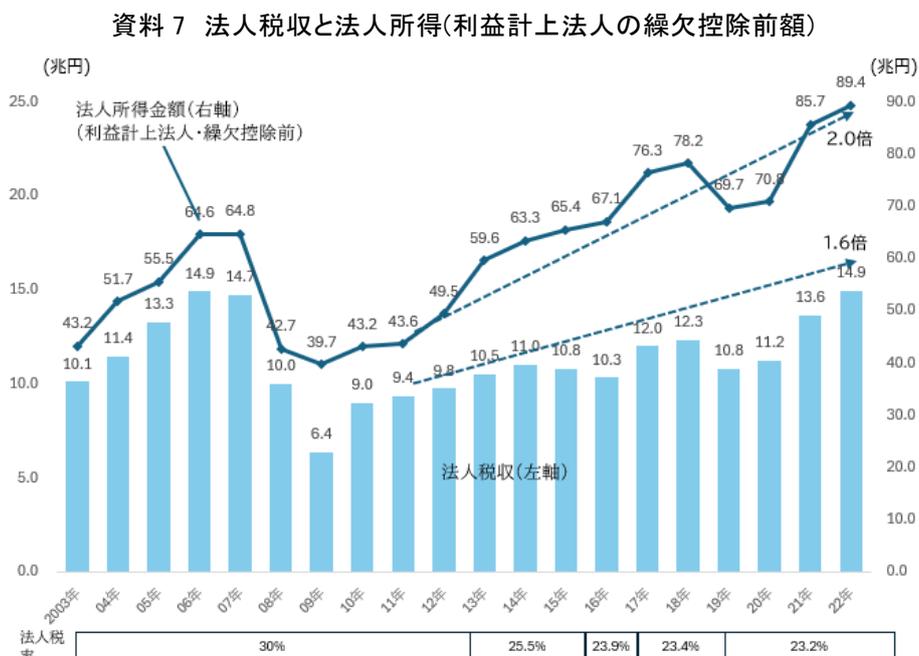
5. 2024 年度、2025 年度与党税制改正大綱の内容

前章でみたように安倍政権の法人税改革は税込中立のスタンスでなされたものの、実際の法人税収は拡大傾向にある。一方、この法人税のあり方について、2024 年度、2025 年度の与党税制改正大綱において冒頭部分の「基本的な考え方」の中で安倍政権の税制改革の効果が疑問が呈され、法人税率の引き上げの検討について言及があった（末尾参考資料 1 及び 2 参照）。この両大綱で指摘された具体的問題点・課題をまとめると、以下の通りといえる。

- ① 法人税収の伸びは法人所得の伸びより緩やかで、法人税の税収力が低下している。
 - ② 企業、特に大企業での国内設備投資が海外設備投資と比して伸び悩んでいる。
 - ③ 大企業を中心に企業収益が高水準である一方、中小企業では守りの経営が定着している。その結果、企業の内部留保の増大傾向が強まり、企業の利益が現預金として社内にとどまる傾向が一層強まった。
 - ④ 大企業を中心に国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、税制のみならず予算や制度改正等の政策手段を総動員するメリハリある法人税体系の構築が必要。
- 以下の章では、主として①、②、③の観点について状況を確認していくこととする。

6. 法人税収と法人所得の動向

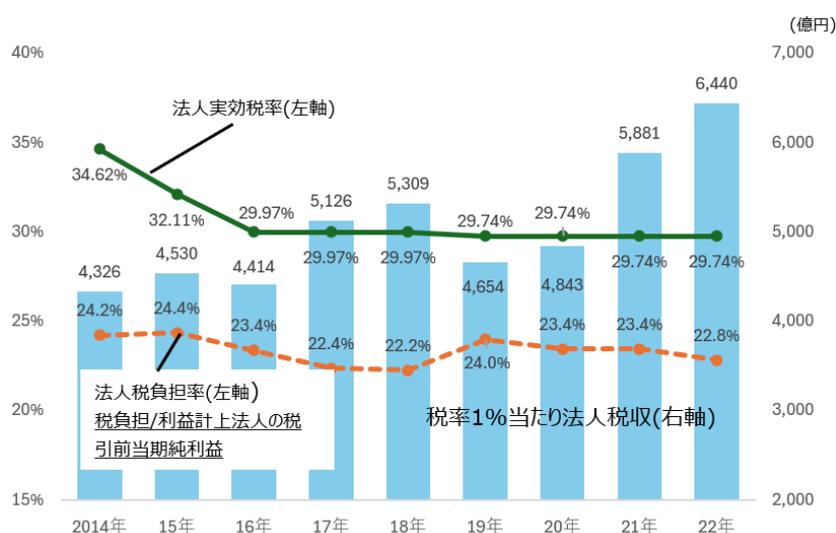
資料 7 では、法人税収と法人所得（利益計上法人の繰越欠損控除前額）、および法人税率の推移を示している。



(出所) 国税庁「会社標本調査」、財務省データを基に第一生命経済研究所作成

法人税率の引き下げ前の 2011 年度から 2022 年度にかけての法人所得の伸びは 2 倍程度であるのに対して、法人税収の伸びは 1.6 倍程度である。この状況からは、与党税制改正大綱の指摘する通り、法人税収の伸び率は法人所得の伸び率より緩やかであるといえる。しかし、企業が負担する税は、法人税だけでなく、地方法人税、法人事業税、法人住民税もある。これらの税を含め、実際に企業が負担する税負担額の法人の利益（利益計上法人の税引前当期利益）に対する負担率の推移を確認すると、2014 年度からみても、企業の税負担率の大きな減少は確認できない（資料 8）。

資料 8 法人の実効税率と税負担率、及び法人税 1% 当たりの法人税収の推移



（出所）経団連「令和7年税制改正に関する提言」の図表 2、3 を参考に、国税庁「会社標本調査」、総務省「地方税に関する参考計数資料」、財務省公表資料の数値を基に、第一生命経済研究所作成

（注）税負担は、法人税、法人事業税、法人住民税（法人均等割・法人税割）、地方法人税の税額の合計。利益計上法人の税引き前当期純利益は、会社標本調査において、申告所得金額に受取配当・外国子会社受取配当の益金不算入額と繰越欠損金の当期控除額を加算し、寄附金・交際費等の損金不算入額を控除して推計。なお、2014 年度の税負担には復興特別法人税を含めている。

また資料 8 に併せて示している通り、法人税 1% 当たりの法人税収も増加傾向にあることから、法人税の税収力が低下しているとは必ずしもいえないだろう。

7. 企業の国内外投資について

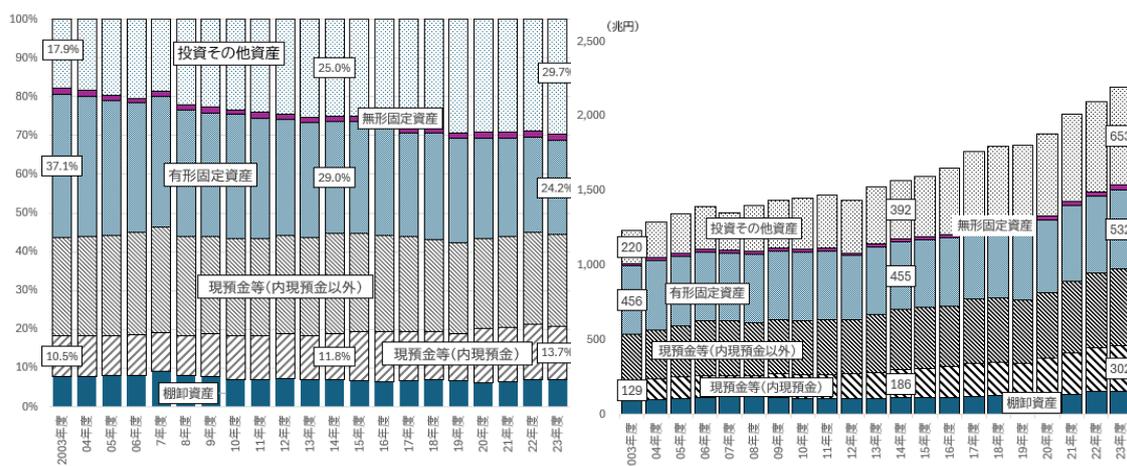
まず、財務省が作成している法人企業統計調査の時系列データで、企業の国内外への投資状況を確認してみる。

全産業（金融・保険業除く）での 2003 年以降の保有資産割合の変化をみると（資料 9）、投資その他資産の割合が継続的に増大している。

資料9 我が国法人の資産構成の推移(金融・保険除く全産業・単体)

(各資産割合の推移)

(各資産実額の推移)



(出所)財務省「法人企業統計調査」データを基に第一生命経済研究所作成

投資その他資産とは固定資産の中で、有形固定資産、無形固定資産以外の資産であり、短期的な売買目的ではない投資有価証券、関係会社株式、出資金、長期貸付金などが該当する。これらの資産割合が増加していることは、企業がM&Aや海外設備投資を活性化させていることを示唆している。資料9の右側の実額の推移をみても、投資その他の資産の増額は他の資産より顕著である。安倍政権での法人税改革の前年度である2014年度と比較すると、資産全体は1,570兆円から2,200兆円と1.4倍となる中で、投資その他資産は392兆円から653兆円へとプラス261兆円、1.66倍に拡大している。

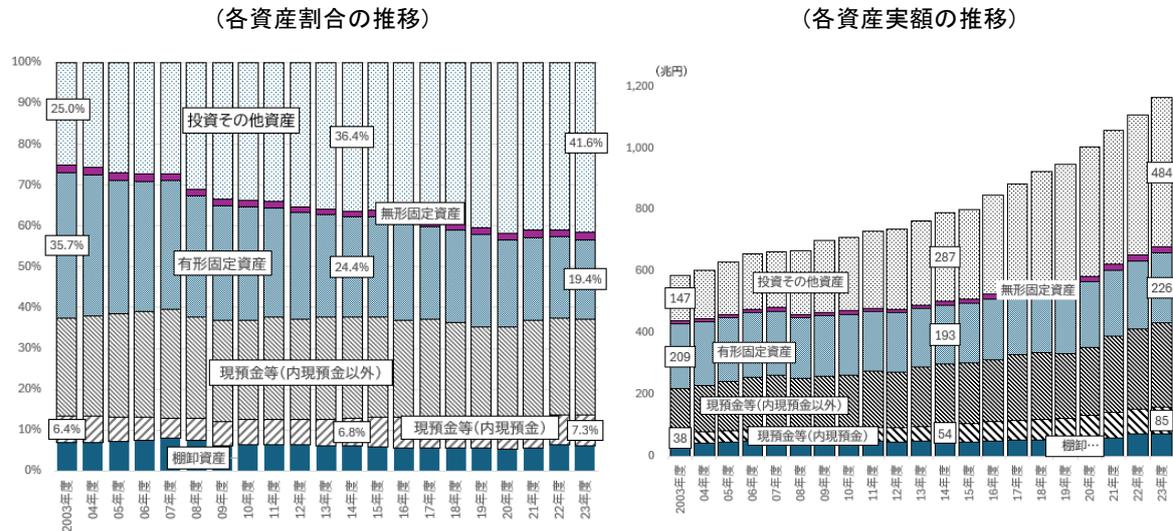
一方、国内での設備投資などの結果は、土地、建設仮勘定、その他有形固定資産の増加に繋がることになり、これらが有形固定資産となる。有形固定資産は、2014年度から2023年度にかけてプラス77兆円、1.17倍の拡大に止まり、割合は減少傾向である。

このようなデータからは2024年度、2025年度の与党税制改正大綱が指摘しているとおり、企業が国内設備投資より海外設備投資に積極的であったことがうかがえる。

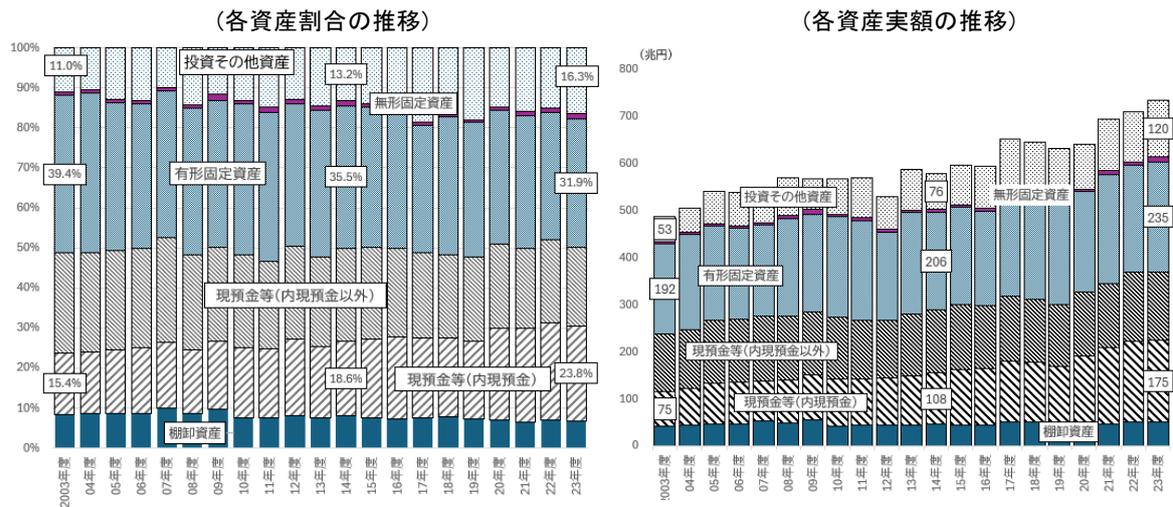
そして、このような傾向は資本金10億円以上の大企業の方が、資本金1億円未満の中小企業より顕著といえる(資料10)。

資料 10 我が国法人の資産構成の推移(金融・保険除く全産業・単体) 大企業/中小企業

〈資本金 10 億円以上大企業〉



〈資本金 1 億円未満中小企業〉

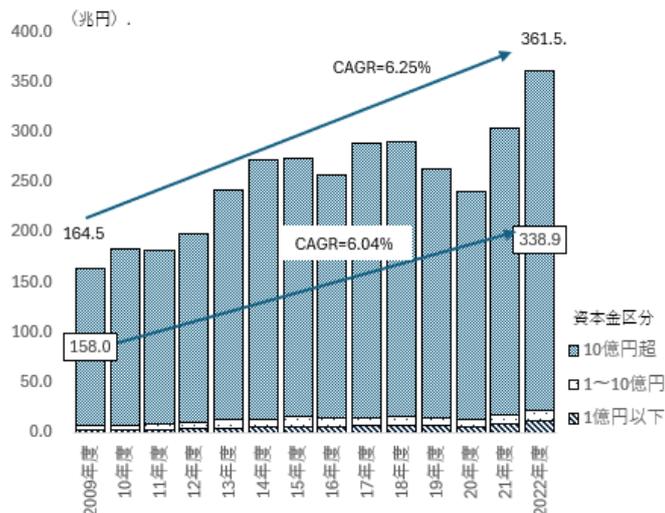


(出所)資料 9 と同じ

(注)資本金 1 億～10 億円企業は掲載していない。このため資料 9 の実額と資料 10 の 2 つの実額合計は一致しない。

佐久間 (2024) も論じているように、我が国企業は成長を求めて海外進出を拡大させてきた。我が国企業の国内本社資本金別の海外現地法人の売上高推移をみると (資料 11)、2009 年度から 2022 年度までの国内全企業の海外現地法人の同期間での売上高の年平均成長率 (CAGR: Compound Annual Growth Rate) は 6.25% となっている。その中で資本金 10 億円超企業の大企業は、同期間で売上高の CAGR は 6.04% に留まるものの、売上高増加額は 180.8 兆円と増加額全体 197.1 兆円の 90% 以上にあたる。この間の我が国企業の海外進出は、大企業がけん引してきたといえる。

資料 11 我が国企業の国内本社資本金別の海外現地法人の売上高推移



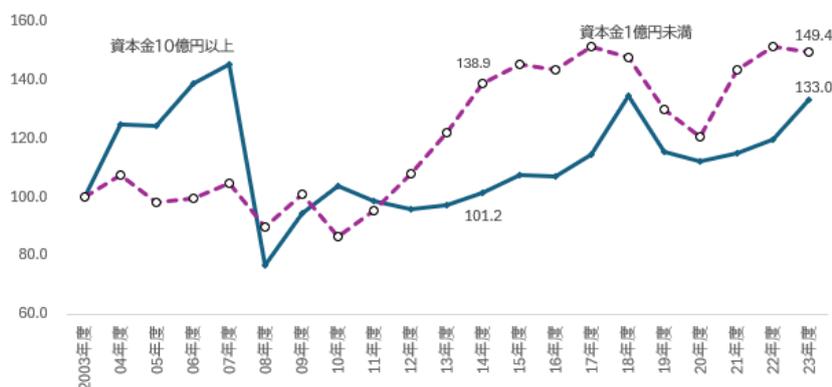
(出所) 経済産業省「海外事業活動基本調査」データを基に第一生命経済研究所作成

(注) 調査が別のため、法人企業統計調査の資本金の区分とは若干異なっている。

このような企業の活発な海外進出は、日本社会において人口減少が進み市場が縮小してしまふことが予想される中では当然の企業行動といえる。逆に、国内での事業の成長性、収益性が高まると見込まれる状況となれば、おのずと企業は国内設備投資の比重を高めていこう。国内設備投資の低迷は法人税の問題というより、我が国の社会経済の根本的課題に起因しているものと考えらるべきであろう。

なお、大企業が特に足元で国内設備投資を停滞させているわけではない。資料 12 の通り、資本金 10 億円以上の大企業と 1 億円未満の中小企業の国内投資の伸びは、法人企業統計調査で資本金 1 億円未満企業のデータが取れる 2003 年度を 100 とすると、大きな違いはなく、2014 年度を基準とすると大企業の伸びの方が高い (注 5)。

資料 12 大企業(資本金 10 億円以上)と中小企業(資本金 1 億円未満)の国内設備投資額推移 (ソフトウェア除く、2003 年度=100)



(出所) 財務省「法人企業統計調査」データを基に第一生命経済研究所作成

弱になっており、金額としては300兆円に上る。しかし、増加率はさほど大きいものではない。更に前掲資料10を振り返ると、現預金の増加は資本金1億円未満の中小企業でより顕著といえる。中小企業では、国内事業環境が厳しいこともあり、経営が守りになりがちとなり、本来投資に回すべき内部留保が現預金となる傾向が強いることがうかがえる。但し、このような状況についても、やはり本質的な課題は法人税にあるというより、国内の事業環境の問題であるといえるだろう。

9. 最後に～あるべき法人税のあり方の検討に対する期待～

5章で大綱の挙げた問題として挙げた4つめの事項には誰も異論はないだろう。両大綱で示されている諸問題点は低迷する国内事業環境という根本的問題に根差すもので、2025年度大綱に記載されているように様々な有効な政策を総動員することが必要だ。我が国は失われた30年の間、デフレが続き、賃金も上がらず、GDPの6割を占める個人消費も低調で、経済の低迷が続いた。社会は超少子高齢化が進み、将来不安も大きい。結果として国内での事業の成長性・収益性は見込みづらく、体力のある大企業を中心に海外事業での収益獲得に注力されてきた。人口減少が続く我が国で、DX、GX等を推進し、一人当たり生産性を飛躍的に向上させ、いかにして国内事業の成長性・収益性の向上が見込まれる環境を創り出すかは、官民の総力が問われている喫緊の大課題だろう。

一方、我が国でも足元、ようやくデフレからの脱却の兆しが見え、賃金も上昇に転じている。また、地政学的リスクからサプライチェーンの国内回帰の動きも見られる。ここでしっかりと企業の国内投資を活性化させ、その中で税収全体を伸ばすという方向を目指すべきではないだろうか。法人税収と所得税収の間には相関が認められ（注4）、法人税収が自然と伸びるような局面では所得税も伸び、消費税を含めた税収全体の伸びが期待できる。逆にいたずらに法人税率だけを上げてても全体の税収が上がらない可能性もある。

無論、我が国が置かれている現在の環境下において、必要不可欠な諸政策の遂行のためには、法人税だけが優遇されることもありえないだろう。今般公表された与党税制改革大綱で所得税増税に先行して2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税額に対し4%の防衛特別法人税が課することが示されたこともやむを得ない面があると考えられる。但し、これにより我が国の法人実効税率は再度30%を超え、国際的にも非常に高い水準になることには留意すべきと考える（注6）。

あるべき税率を含む法人税のあり方の議論には、客観的なEBPM（Evidence Based Policy Making）に基づいた、適切な判断が必要だ。今後の法人税率のあり方の議論の中で、様々な観点からの検討の下、より最適解に近い結論が得られることを期待したい。

以上

【注釈】

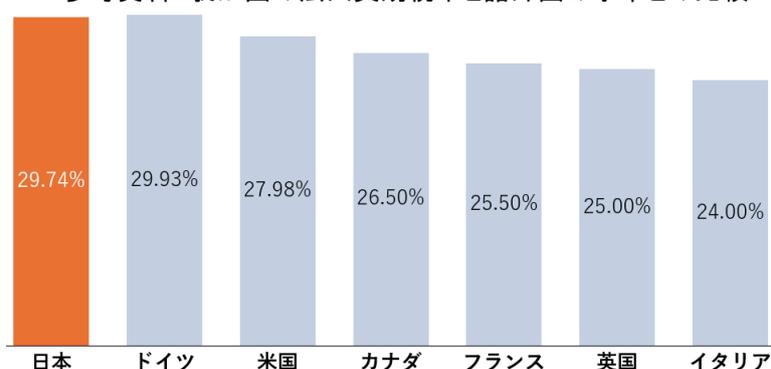
- 1) 法人税については、現在、資本金 1 億円以下で所定の条件を満たす中小企業には年間所得 800 万円以下の部分について軽減税率が適用される。
- 2) 法人税は、課税所得にかかる。その他の地方法人税や、住民税は法人税額に対して所定の税率でかかり、事業税は損金算入される。したがって、実効税率の算出は各税率を単純に合計するのではなく、下記の算式から計算する。

$$\text{法人実効税率} = \frac{\text{法人税率} \times (1 + \text{地方法人税率} + \text{住民税率}) + \text{事業税率}^{\ast}}{(1 + \text{事業税率}^{\ast})}$$

※事業税率は特別法人事業税率含む

法人実効税率は、企業にかかる税負担率を国際比較する際にも使用される。我が国の法人実効税率は、安倍政権での引き下げはあったものの、諸外国と比べると低い水準とはいえない。（下記参考資料参照）

参考資料 我が国の法人実効税率と諸外国の水準との比較



(出所) 財務省 HP より第一生命経済研究所作成

- 3) 資本金(資本金・資本剰余金)や企業が生み出す付加価値、事業所数といった課税ベースに対する税は外形標準課税と呼ばれる。
- 4) なお、所得税収と法人税収の間の相関をみると、リーマンショックの 2009 年以降の 14 年間では 0.91 という強い相関が認められる。1989 年以降 34 年という長期でみても 0.72 という一定の相関が認められる。
- 5) 資料 12 のようなグラフの作成では、いつをスタートするかによって大きく伸び率は変わってくることに留意が必要。このグラフでは法人企業統計で資本金 1 億円未満のデータが取れる 2003 年をスタートとしているが、例えば資本金 10 億以上の大企業の整備投資額が高かった 2007 年を 100 とすると、大企業での設備投資額が伸び悩んでいるようなグラフとなる。
- 6) 法人税額に対し 4%の防衛特別法人税を課すことにより、我が国の法人実効税率は、30.64%となり、OECD 加盟の 38 国の中でもコロンビア (35.0%)、ポルトガル (31.5%) に次ぎ 3 番目に高い国となる。

【参考文献】

- ・自由民主党・公明党（2024年12月）「令和7年度税制改正大綱」
- ・自由民主党・公明党（2023年12月）「令和6年度税制改正大綱」
- ・佐久間啓（2024年9月）「企業の海外事業活動はピークを迎え、国内回帰が進むのか～そこに市場と需要がなければ企業は動きにくい～」
(<https://www.dlri.co.jp/report/macro/377802.html>)
- ・経団連（2024年10月）「令和7年度税制改正に関する提言」
(<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/067.html>)
- ・河谷善夫(2024年12月) 【1分解説】「法人実効税率とは？」
(<https://www.dlri.co.jp/report/ld/399827.html>)

〈末尾参考資料 2024 年 12 月公表 2025 年度与党税制改正大綱の法人税率に係わる部分〉

第一 基本的考え方

1. 成長型経済への移行

(3) 今後の法人税のあり方

わが国では、世界的な法人税率の引下げ競争が展開される中、2010 年代に、設備投資や雇用・賃上げの促進、立地競争力の強化を図るため、法人税率を 23.2%まで引き下げた(国・地方の実効税率は 29.74%)。この間、経済界には、法人税改革の趣旨を踏まえ、国内投資の拡大や賃上げを求めてきたが、企業部門では、収益が拡大したにもかかわらず、現預金等が積み上がり続けた。

今般、EBPM (Evidence Based Policy Making : 証拠に基づく政策立案) の観点からデータ分析等を行い、法人税改革の成果について議論を行った。設備投資については、法人税改革以降、海外投資等が増加したのに対し、大企業を中心に国内投資は低水準で推移した。賃上げについても、諸外国と比較して、長年低迷してきた。他方、企業の利益が現金として社内にとどまる傾向が一層強まってきた。

海外の先行研究を見ても、法人税率が設備投資や賃金に与える影響は限定的であるとの分析や、わが国の法人税改革が国内投資の増加に効果的ではなかったとの分析が示されている。また、政策対応を検討する際には、企業の国際競争力等にも一定の配慮が求められるが、この 10 年間で、企業を取り巻く経済環境やそれらに応じた企業行動は大きく変化したことにも留意が必要である。

こうした振り返りを踏まえれば、法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ず、法人税のあり方を転換していかなければならない。これは現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内投資や賃上げに機動的に取り組むよう、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施するなど、メリハリのある法人税体系を構築していく。税制のみに限らず、予算や制度改正等の様々な政策手段を総動員して国内投資を促し、持続的な経済成長に向けた動きを取引先の中小企業も含めた経済社会全体に波及させていく。

(注)下線は第一生命経済研究所にて付けたもの。

第一 基本的考え方

2. 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(4) 税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

わが国の法人税率は、これまで約 40 年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より 20%ポイント程度低い 23.2% (実効税率ベースでは 29.74%) となっている。こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

平成 28 年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率 20%台の実現を目指し、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて実効税率ベースで 4.88%の税率引下げが行われることとなった。これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。賃金水準は実質的に見て 30 年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いニッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は 555 兆円と名目 GDP に匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も 300 兆円を超える水準に達している。

こうした状況に鑑みれば、令和 4 年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。

(中略)

OECD/G20 「BEPS (注) 包摂的枠組み」においてまとめられた「第 2 の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」(Race to the bottom) に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

(注) Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転

(後略)

(注)下線は第一生命経済研究所にて付けたもの。